

冬の節電プログラム 2022 利用規約

「冬の節電プログラム 2022」（以下、「本プログラム」といいます。）利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、ひおき地域エネルギー株式会社（以下、「当社」といいます。）が開催する本プログラムに関する取扱いを定めたものです。

なお、国が行う電気利用効率化促進対策事業（以下、「国事業」といいます。）の取扱いについては、別紙1で定めるものといたします。

1. プログラムの内容

本プログラムに参加のお申し込みをいただいた場合、「2. 本プログラムの期間」に定める対象期間に、お客さまが使用した電力量 (kWh) と前年同月の使用電力量 (kWh) を比較し、3%の節電を達成した場合に電気料金から 500 円の値引きを受けることができるものとなります。

なお、本プログラムの参加お申し込みをもって、別紙 1 で定める国の節電促進プログラムへの内容について同意のうえ、参加申込したものといたします。また、本プログラムまたは国の節電促進プログラムのいずれか 1 つまたは全部の参加申込のキャンセルはできないものといたします。

2. 本プログラムの期間

本プログラムは以下の通り、契約区分により対象期間が異なります。

また、本プログラムの参加申し込み期間は 2022 年 11 月 10 日（木）から 2022 年 12 月 18 日（日）までとします。

【高圧の対象期間】

2023 年 1 月分（2023 年 1 月検針日から 2023 年 2 月検針日の前日まで）、2023 年 2 月分（2023 年 2 月検針日から 2023 年 3 月検針日の前日まで）および 2023 年 3 月分（2023 年 3 月検針日から 2023 年 4 月検針日の前日まで）の電気のご使用期間

【低圧の対象期間】

2023 年 1 月分（2022 年 12 月検針日から 2023 年 1 月検針日の前日まで）、2023 年 2 月分（2023 年 1 月検針日から 2023 年 2 月検針日の前日まで）および 2023 年 3 月分（2023 年 2 月検針日から 2023 年 3 月検針日の前日まで）の電気のご使用期間

3. 定義

当社の電気供給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

4. 適用条件

当社は参加お申込みの時点でお客さまが以下のすべての条件を満たした場合に、本プ

プログラムを適用します。

- ・弊社との電気需給契約を締結していること。
- ・電気料金の滞納がないこと。
- ・本規約（別紙1を含む）のすべてに同意の上、参加お申込み期間内に参加フォームより参加のお申し込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- ・2021年12月から2022年3月分の電気需給実績がない場合、前年同月の電力使用量のわかるものをいただけること。

5. 節電量の計算

本プログラムでは以下に基づき設定される、前年同月の1日当たりの平均ご使用量（kWh）と実際の1日当たりの平均ご使用量（kWh）を差し引いた値が前年同月の1日当たりの平均ご使用量（kWh）の3%以上であった場合に節電達成と判断し、特典を付与いたします。ただし、前年同月に当社との電力供給実績がない場合は、別途標準的な使用量を確認いたします。

【前年同月に当社との電力供給実績がない場合の必要な情報】

前年同月の検針票や電力使用量のお知らせ

電力広域的運営推進機関のスイッチング支援システムにて照会された過去実績値

なお、前年同月の1日当たりの平均ご使用量（kWh）よりも、実際の1日当たりの平均ご使用量（kWh）の方が大きい場合は、節電量を0と判断し、特典の付与を行いません。

また、小数点以下の端数については小数点第2位を切り捨てるものといたします。

【1日当たりの平均ご使用量（kWh）計算式】

各月の料金算定期間における使用電力量（kWh）÷各月の料金算定期間における日数（日）

6. 特典内容

- ・本プログラム実施期間中、電力使用量が前年同月比で3%節電を達成した場合に電気料金より500円の値引きを実施いたします。仮に6%節電を達成した場合でも1000円の値引きとはなりません。最大500円の値引きとなりますのでご注意ください。また、特典付与月の電気料金が500円に満たない場合は該当月の電気料金額を節電達成特典として付与し、次月に持ち越すことはいたしません。

7. 特典付与時期

- ・節電達成特典は翌月請求時の電気代に反映いたします。

8. 注意事項

- 本プログラムは予告なく変更または終了させていただく場合があります。
- 本プログラムでは需要場所に設置された計量器より測定された電力量をもとに節電量を計算します。システム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損というような計量器不良が発生した場合は節電量の算定および特典付与の対象外となります。
- 本プログラム期間中に算定された節電達成特典は電気料金の値引きをもって周知にかえさせていただきます。
- 本プログラムのお申込みによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。
- 本プログラム期間中に、需給契約の廃止または解約がなされた場合、これらにより需給契約が消滅する日をもって特典の算定を終了します。
- 本プログラムへの参加、お問合せにかかる通信料その他費用はお客様の負担となります。

以上

2022年10月27日制定

冬の節電プログラム 2022 利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム

「冬の節電プログラム 2022 利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム」(以下、「本追加規約」といいます。)は、ひおき地域エネルギー株式会社(以下、「当社」といいます。)が実施する国が行う「電気利用効率化促進対策事業」(以下、「国事業」といいます。)に基づく節電プログラム(以下、「国の節電促進プログラム」といいます。)に関する取扱いを定めたものです。

1. 国の節電促進プログラムの内容

本追加規約「4. 参加条件等」に定めるすべての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけたお客さまは、当社から国事業公募要領に基づく特典の付与を受けることができます。

2. 国の節電促進プログラムの期間

国の節電促進プログラムの期間は、2022年11月10日(木)から2023年3月31日(金)までといたします。また、国の節電促進プログラムの参加お申込み期間は2022年11月10日(木)から2022年12月18日(日)までといたします。

3. 定義

用語の定義は、冬の節電プログラム 2022 利用規約(以下、基本規約といいます。)[「3. 定義」を準用するものといたします。

4. 参加条件等

当社は、基本規約「4. 適用条件」及び以下の追加条件のすべてを満たし、同意したうえで参加お申込みをしていただいた場合に、本追加規約を適用いたします。

【追加条件】

- ・基本規約「2. 本プログラムの期間」において継続して節電を実施いただけること。
- ・すべての需給契約に係る個人情報(受給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号等)を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供すること。
- ・要件を見たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に得点を取得しないこと。また、不正に得点を取得した可能性があるとして国事業の事務局が判断した場合に、当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
- ・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。

5. 特典内容

当社から、基本規約「6. 特典内容」に定める特典とは別に国の特典として個人は需要地点につき 2,000 円付与いたします。法人の場合、低圧は需要地点ごとに 2,000 円、高圧は法人単位で 200,000 円付与いたします。

特典は電気料金より値引きまたは現金を口座振込いたします。国事業公募要領に基づき、参加特典は1回のみを受け取りに限りませす。また、特典の受取方法についてはお客さまの要望に沿うことができない場合がございますので、あらかじめご理解いただけますようお願いいたします。

6. 特典付与時期

参加申込をいただいた翌月または翌々月の電気料金値引きでの付与や口座振込を予定しております。特典の通知については請求書同封の書面または通帳の記帳をもって代えさせていただきます。

7. 注意事項

基本規約「8. 注意事項」を準用するものとし、その他事項については基本規約に定めるものによるものといたします。

2022年10月27日制定